

交野市入札公告【08-098】

入 札 公 告

下記のとおり制限付一般競争入札（事後審査型）を行うので公告する。

令和8年7月31日

交野市企画財政部財務課

記

1. 入札に付する事項

- | | |
|--------------------------------|--|
| (1) 入札番号 | 08-098 |
| (2) 案件名 | 交野市立乙辺浄化センターし尿及び浄化槽汚泥貯留槽防食工事 |
| (3) 履行場所 | 交野市星田北 1-7-5(交野市立乙辺浄化センター) |
| (4) 業務概要 | し尿貯留槽改修、浄化槽汚泥貯留槽改修、し尿貯留槽配管撤去
及び敷設工事、浄化槽汚泥貯留槽配管撤去工事
足場工
槽の洗浄、排水処理、除去ガラ処分等
断面修復工
防食被覆工
配管撤去及び敷設工 |
| (5) 履行期間 | 契約締結日から令和9年3月15日まで |
| (6) 入札方法 | 電子入札 |
| (7) その他案件に関することは、別紙入札案件説明書のとおり | |

2. 入札に参加する者に必要な資格

本入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日の時点で、交野市入札参加有資格者名簿[建設工事]の[土木工事]に登録されていること。または、[水道施設][機械器具設置][清掃施設]のいずれかで登録されており、土木一式の建設業許可を有し、経営事項審査を受けていること。

また、営業所等が交野市内に設置されている業者（市内業者・準市内業者）につ

いては、土木工事の格付がAであること。その他の業者については、土木工事の経営事項審査総合評価値P点が750点以上であること。

- (3) 施工実績については、平成28年4月1日以降に、官公庁が発注する次に掲げるいずれかの工事で市内業者は予定価格の15%以上（税抜額）、準市内業者は予定価格の25%以上（税抜額）、その他の業者は40%以上（税抜額）を元請として、請負契約を締結し誠実に履行していること。

ア 廃棄物処理施設、水道施設、下水・排水処理施設に関する、防食工事を含む整備、改修等工事

イ コンクリート槽の防食工事

ウ シートライニング工法による防食被覆工を含む工事

- (4) 本工事に必要な建設業の許可を有し、必要な技術者を配置できること（受注者として建設業法に定める額以上の下請契約を結ぶ場合には、特定建設業の許可を有し監理技術者を配置できること。）。

- (5) 交野市建設工事等指名停止要綱による指名停止等の期間中でないこと。（公告日から落札決定までの期間を対象とする。）

- (6) 次の各号のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められる者。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

- (7) 令和8年度中に、受注件数制限を付した制限付一般競争入札案件の落札実績が制限件数に達していないこと。

(制限件数：市内業者（交野市内に本店を置く業者）3件、その他業者2件）

ただし、市内に本店を置く業者は、落札実績がある場合でも、本件の入札公告日までに工事検査が終了し、引渡しが完了しているものについては、受注制限件数

に含めない。

- (8) 同日開札の受注件数制限を付した制限付一般競争入札案件において、落札候補者として事後審査書類の提出対象となっている場合、その件数及び令和8年度中の落札実績を合わせて、受注制限件数に達していないこと。

3. 入札期間及び開札日時

入札期間及び開札日時については、入札案件説明書のとおりとする。

4. 入札参加の申出及び入札

- (1) 入札に参加する者は、定められた期間中に、交野市電子入札システムを用いて、入札金額を入力すること。その際、必ず参加申出書及び入札内訳書をシステムに添付して提出すること。添付のない入札は無効となる。
- (2) その他入札手続等については、入札案件説明書及び入札説明事項のとおりとする。

5. 設計図書（仕様書、設計書）等の公開及び質問

- (1) 公開日時 公告日～開札予定日まで
 ※令和8年8月7日(金)18:00～令和8年8月17日(月)9:00の期間は電子入札システムが停止中のため、HPにてご確認ください。
- (2) 公開方法 電子入札システム及びHPに掲載する。
 URL(<https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2026071700050/>)
- (3) 設計図書等に対する質問がある場合は、入札案件説明事項に記載する期間に、指定する方法で質疑を行うこと。回答は電子入札システムに掲載する方法で行う。

6. 現場説明

現場説明は行わない。

7. 落札候補者の決定方法

落札候補者の決定方法は次のとおりとする。

- (1) 予定価格と最低制限価格の範囲内で行われた有効な入札のうち、最も安価な価格を提示したものを落札候補者（第1位）とし、以下、安価な順に落札候補者の順位とする。
- (2) 同価の入札が複数あった場合は、電子入札システム内のくじにて順位を決定する。

8. 入札参加資格審査及び落札者の決定

落札候補者（第1位）となった者は、開札結果の公開日を含め3日以内（土曜・日曜日、祝日を除く）に次の書類を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。審査の結果、資格があると確認された場合は落札者と決定する。もし、資格がない場合は、次順位の者に通知し、同様に審査を行う。なお、審査の結果はメールにて通知する。

ア 2（4）に掲げる配置予定の技術者資格を証する書面の写し

イ 前記の技術者が申請業者に現在勤務していることを証明するいずれかの書類の写し（監理技術者資格証、住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる書類）

ウ 2（3）の施工実績を証する書面又は契約書の写し

エ 経営事項審査結果通知書（本入札公告日現在、最新のもの）の写し

9. 契約保証金

契約の締結に際しては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次に該当するときは契約保証金を免除する。

（1）契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

（保険金額は契約金額の10分の1以上とする）

10. 担当部署

事業担当 環境事業課

入札（契約）担当 財務課